

	位数)
第14	就労継続支援B型
1	就労継続支援B型サービス費(1日につき)
イ	就労継続支援B型サービス費(I)
(1)	利用定員が20人以下
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>702単位</u>
(二)	平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合 <u>672単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u> <u>657単位</u>
(四)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 <u>643単位</u>
(五)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 <u>631単位</u>
(六)	平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合 <u>611単位</u>
(七)	平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上 <u>1万5千円</u> 未満の場合 <u>590単位</u>
(八)	平均工賃月額が <u>1万円</u> 未満の場合 <u>566単位</u>
(2)	利用定員が21人以上40人以下
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>625単位</u>
(二)	平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合 <u>598単位</u>
(三)	<u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合</u> <u>584単位</u>
(四)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 <u>572単位</u>
(五)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 <u>551単位</u>
(六)	平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合 <u>541単位</u>

	位数)
第14	就労継続支援B型
1	就労継続支援B型サービス費(1日につき)
イ	就労継続支援B型サービス費(I)
(1)	利用定員が20人以下
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>649単位</u>
(二)	平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合 <u>624単位</u>
	(新設)
(三)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 <u>612単位</u>
(四)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 <u>600単位</u>
(五)	平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合 <u>589単位</u>
(六)	平均工賃月額が <u>5千円</u> 以上 <u>1万円</u> 未満の場合 <u>574単位</u>
(七)	平均工賃月額が <u>5千円</u> 未満の場合 <u>565単位</u>
(2)	利用定員が21人以上40人以下
(一)	平均工賃月額が4万5千円以上の場合 <u>575単位</u>
(二)	平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合 <u>555単位</u>
	(新設)
(三)	平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合 <u>544単位</u>
(四)	平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合 <u>534単位</u>
(五)	平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合 <u>524単位</u>

(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>525単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>504単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>586単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>562単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>549単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>537単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>518単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>508単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>493単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>473単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>576単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>552単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>539単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>527単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>508単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>498単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	

(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>503単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>540単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>521単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>501単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>492単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>479単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>472単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>530単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>511単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>502単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>492単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>483単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>471単位</u>

	<u>484単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>464単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>557単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>533単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>521単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>510単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>491単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合	<u>482単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上 <u>1万5千円</u> 未満の場合	<u>468単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 未満の場合	<u>448単位</u>
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>640単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>613単位</u>
(三) 平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満の場合	<u>599単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>586単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>565単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合	<u>554単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上 <u>1万5千円</u> 未満の場合	

(七) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 未満の場合	<u>463単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>513単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>494単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>476単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合	<u>467単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 以上 <u>1万円</u> 未満の場合	<u>454単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 未満の場合	<u>447単位</u>
ロ 就労継続支援B型サービス費(Ⅱ)	
(1) 利用定員が20人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>590単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>568単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>558単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>547単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合	<u>537単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 以上 <u>1万円</u> 未満の場合	<u>523単位</u>

	<u>538単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>516単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>571単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>547単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>534単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>523単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>504単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合	<u>494単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上 <u>1万5千円</u> 未満の場合	<u>480単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 未満の場合	<u>461単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>529単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>507単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>495単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>485単位</u>
(五) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>467単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円</u> 以上2万円未満の場合	<u>458単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上 <u>1万5千円</u> 未満の場合	<u>445単位</u>

(七) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 未満の場合	<u>515単位</u>
(2) 利用定員が21人以上40人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>526単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>507単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>497単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>488単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合	<u>479単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 以上 <u>1万円</u> 未満の場合	<u>467単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 未満の場合	<u>460単位</u>
(3) 利用定員が41人以上60人以下	
(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合	<u>489単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円</u> 以上4万5千円未満の場合	<u>471単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が2万5千円以上3万円未満の場合	<u>462単位</u>
(四) 平均工賃月額が2万円以上2万5千円未満の場合	<u>452単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円</u> 以上2万円未満の場合	<u>444単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円</u> 以上 <u>1万円</u> 未満の場合	<u>433単位</u>

(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>427単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>519単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>497単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>485単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>475単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>458単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>449単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>436単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>418単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>501単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万5千円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>480単位</u>
(三) <u>平均工賃月額が3万円以上3万5千円未満</u> の場合	<u>468単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>459単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>442単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>1万5千円以上2万円未満</u> の場合	<u>434単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>1万円以上1万5千円未満</u> の場合	<u>421単位</u>
(八) 平均工賃月額が <u>1万円未満</u> の場合	<u>404単位</u>

(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>426単位</u>
(4) 利用定員が61人以上80人以下	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>479単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>461単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>452単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>443単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>435単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>424単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>417単位</u>
(5) 利用定員が81人以上	
(一) 平均工賃月額が <u>4万5千円以上</u> の場合	<u>462単位</u>
(二) 平均工賃月額が <u>3万円以上4万5千円未満</u> の場合	<u>444単位</u>
(新設)	
(三) 平均工賃月額が <u>2万5千円以上3万円未満</u> の場合	<u>436単位</u>
(四) 平均工賃月額が <u>2万円以上2万5千円未満</u> の場合	<u>428単位</u>
(五) 平均工賃月額が <u>1万円以上2万円未満</u> の場合	<u>420単位</u>
(六) 平均工賃月額が <u>5千円以上1万円未満</u> の場合	<u>409単位</u>
(七) 平均工賃月額が <u>5千円未満</u> の場合	<u>403単位</u>

ハ 就労継続支援B型サービス費Ⅲ

(1) <u>利用定員が20人以下</u>	<u>556単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>494単位</u>
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>463単位</u>
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>454単位</u>
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>438単位</u>

ニ 就労継続支援B型サービス費Ⅳ

(1) <u>利用定員が20人以下</u>	<u>506単位</u>
(2) <u>利用定員が21人以上40人以下</u>	<u>451単位</u>
(3) <u>利用定員が41人以上60人以下</u>	<u>417単位</u>
(4) <u>利用定員が61人以上80人以下</u>	<u>408単位</u>
(5) <u>利用定員が81人以上</u>	<u>394単位</u>

ホ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等又は基準該当就労継続支援B型を行った日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等又は基準該当就労継続支援B型事業所の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下同じ。）に応じ、

(新設)

(新設)

ハ 基準該当就労継続支援B型サービス費

次の算式により算定した数とイの(1)から(5)までに掲げる利用定員（基準該当就労継続支援B型（指定障害福祉サービス基準第203条に規定する基準該当就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業を行う社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第2項第7号に規定する授産施設又は生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条第1項第4号に規定する授産施設（以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。）の利用定員をいう。）及び平均工賃月額（2の注に規定する指定就労継続支援B型事業所等及び基準該当就労継続支援B型事業所において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った工賃（指定障害福祉サービス基準第201条第1項（指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。）、第205条第1項又は指定障害者支援施設基準附則第9条第1項に定める工賃をいう。以下同じ。）の一月あたりの平均額として都道府県知事又は市町村長に届け出たものをいう。以下このハ並びに注2及び注3において同じ。）に応じ、それぞれイの(1)から(5)までに掲げ

それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（略）

注1 イからホまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注2から注5までにおいて「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

る平均工賃月額に応じた単位数（地方公共団体が設置する基準該当就労継続支援B型事業所の場合にあっては、それぞれイの(1)から(5)までに掲げる平均工賃月額に応じた単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）とのいずれか少ない単位数

算式

（略）

注1 イからハまでについては年齢、支援の度合その他の事情により通常の事業所に雇用されることが困難である者のうち適切な支援によっても雇用契約に基づく就労が困難であるものに対して、指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型、指定障害福祉サービス基準第219条に規定する特定基準該当就労継続支援B型（以下「特定基準該当就労継続支援B型」という。）若しくは指定障害者支援施設が行う就労継続支援B型（規則第6条の10第2号に掲げる就労継続支援B型をいう。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型等」という。）又は基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

2 イについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所（指定障害福祉サービス基準第198条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。以下同じ。）又は指定障害者支援施設（以下この注において「特定指定就労継続支援B型事業所等」という。）において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

4 ハについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た特定指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する特定指定就労継続支援B型事業所等の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

5 ニについては、注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2から注4までに規定する以外の特定指定就労継続支援B型事業所等又は注3に規定する以外の特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

6 ホについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

6の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B

3 ロについては、注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、利用定員及び平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する注2に規定する以外の指定就労継続支援B型事業所若しくは指定障害者支援施設又は特定基準該当障害福祉サービス事業所の場合にあつては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。

(新設)

(新設)

4 ハについては、基準該当就労継続支援B型事業所が、基準該当就労継続支援B型を行った場合に、所定単位数を算定する。

4の2 イ及びロの算定に当たって、指定就労継続支援B

型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

7 イからホまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

8 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第2項若しくは第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項若しくは第3項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。ただし、令和5年3月31日までの間は、指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第1項において準用する指定障害福祉サービス基準第35条の2第3項又は指定障害者支援施設基準第48条第3項に規定する基準を満たしていない場合であっても、減算しない。

9 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ 就労移行支援体制加算(I)

(1) 利用定員が20人以下

(一) 平均工賃月額が4万5千円以上の場合 93単位

(二) 平均工賃月額が3万5千円以上4万5千円未満の場合

型事業所等の指定を受けた日から1年間は、指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額にかかわらず、平均工賃月額が5千円以上1万円未満の場合とみなして、1日につき所定単位数を算定する。ただし、指定就労継続支援B型事業所等が新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けた日から6月間における当該指定就労継続支援B型事業所等の平均工賃月額に応じ、1日につき所定単位数を算定することができる。

5 イからハまでに掲げる就労継続支援B型サービス費の算定に当たって、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合は、(1)又は(2)に掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数を算定する。

(1)・(2) (略)

6 指定障害福祉サービス基準第202条、第206条及び第223条第5項において準用する指定障害福祉サービス基準第73条第2項又は指定障害者支援施設基準第48条第2項に規定する基準に適合していない場合は、1日につき5単位を所定単位数から減算する。

7 (略)

2 (略)

3 就労移行支援体制加算

イ 就労移行支援体制加算(I)

(1) 利用定員が20人以下

(新設)

(新設)

42単位